

Cybozu Desktop 使用許諾契約書

サイボウズ株式会社（以下、「サイボウズ」といいます。）のソフトウェア製品（以下、「本ソフトウェア」といいます。）を使用されようとしているお客様へのご注意：

本使用許諾契約書（以下、「本契約書」といいます。）は、お客様とサイボウズの間に締結される法的な契約書です。本ソフトウェアを使用した場合には、お客様は本契約書の条項に拘束されることに承諾したものとし、本使用許諾契約（以下、「本契約」といいます。）が成立したものとみなされます。

本ソフトウェアは、著作権法および著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律ならびにその条約によって保護されています。本ソフトウェアはサイボウズがお客様に対してその使用を許諾するもので、販売するものではありません。

なお、本ソフトウェアには、サイボウズが著作権を有しない第三者のプログラムが含まれます。これらのプログラムには本契約書の効力は及びません。各プログラムの使用条件については、本ソフトウェアの使用前に、以下のファイルをご確認ください。

license.txt ファイル（インストールディレクトリ指定フォルダ）

これらの使用条件に同意できない場合は、本ソフトウェアを使用することはできませんので、速やかにアンインストールしてください。

1. 使用範囲

お客様は、本ソフトウェアにおいて、お客様がアクセスする対象となるサイボウズ製品またはサービス（以下、総称して「アクセス対象ソフトウェア」といいます。）に登録されたユーザのうち、本ソフトウェアを使用するユーザとしてお客様により指定された方のみ、本ソフトウェアをインストールして使用させることができます。

2. そのほかの権利と制限

(1) お客様は、本ソフトウェアを、お客様ご自身が使用する目的以外の複製、頒布、貸与、送信（自動公衆送信、送信可能化を含む）、リース、担保設定等を行なうことはできません。また、本ソフトウェアを使用する権利を譲渡、転売、あるいはその試用または使用を許諾することはできません。

(2) お客様は、本ソフトウェアあるいは本ソフトウェアに関するドキュメントを修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本ソフトウェアの派生製品を作成することはできません。また、お客様は本ソフトウェアの構成部分を分離して使用することはできません。

3. 本契約の解除および終了

(1) お客様が本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、サイボウズは本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。

- (2) 本契約が解除となった場合、お客様は、本ソフトウェア、構成部分、ドキュメント、ならびにその一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。
- (3) 本契約の解除に伴って本ソフトウェアの全部または一部が利用不可能となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、サイボウズは一切責任を負いません。

4. 保証の制限

- (1)サイボウズは、本ソフトウェアに含まれた機能がお客様の要求を満足させるものであること、本ソフトウェアが正常に作動すること、本ソフトウェアに瑕疵（いわゆるバグ、構造上の問題等を含む）が存していた場合にこれが修正されること、のいずれも保証いたしません。
- (2)サイボウズは本ソフトウェアの機能および本ソフトウェアに付随するサービス等についてお客様の事前の許可なく変更・中止する場合があります。

本契約締結時における本ソフトウェアと同等の使用環境を永続的に保証するものではありません。

- (3)サイボウズの口頭又は書面等による一切の情報又は助言は、新たな保証を行ない、又はその他いかなる意味においても本保証の範囲を拡大するものではありません。

5. 責任の制限

- (1)お客様は、本ソフトウェアの使用および本ソフトウェアに付随するサービスの利用に基づいて発生した一切の直接・間接の損害（データ喪失、サーバーダウン、業務停滯、第三者からのクレーム等）および危険はすべてお客様のみが負うことをここに確認し、同意するものとします。
- (2)いかなる場合であっても、不法行為、契約その他の法的根拠による場合でも、サイボウズ、本ソフトウェアの供給者、再販売業者、および各情報コンテンツの提供会社は、お客様その他の第三者に対し、営業価値の喪失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、その他あらゆる商業的損害・損失等を含め一切の直接的、間接的、特殊的、付随的または結果的損失、損害について責任を負いません。さらに、サイボウズは、第三者のいかなるクレームに対しても責任を負いません。

6. 著作権等

- (1) 本ソフトウェア（HTML プログラム部分および各画面表示部分を含む一切）、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権（以下、「本件知的財産権」といいます。）は、サイボウズおよびその供給者に帰属します。
- (2) 本件知的財産権は、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。したがって、お客様はこれらを他の著作物と同様に扱わなければなりません。
- (3) 本ソフトウェアからアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、各情報コンテンツ提供会社の財産であり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

7. 準拠法および雑則

- (1)本契約は法の抵触に関する原則の適用を除いて日本国法律を準拠法とします。
- (2)日本国内で行った取引に基づき、本契約または本ソフトウェアに関して当事者間に紛争が生じた場合には東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。
- また、日本国外で行った取引に基づく、本契約または本ソフトウェアに関して当事者の間に生ずることがあるすべての紛争、論争または意見の相違は、(一社) 日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って、東京において仲裁により最終的に解決されるものとします。

8. その他

お客様が入手した本ソフトウェアに、本契約と異なる条項の使用許諾契約および条件が添付されている場合は、サイボウズによって特に本契約と異ならしめるものと明記してあるものを除き、お客様による本ソフトウェアの使用には、本使用許諾契約が優先して適用されるものとします。

本契約は、両当事者間の使用許諾に関する唯一の合意であり、両当事者の署名ないし記名押印ある書面によってのみ、変更することができます。また、販売店等がお客様に対して用意している注文書に記載されている条件は、本契約に対して効力を持たず、本契約内容にいささかの影響をもあたえるものではありません。本契約の条項のいずれかについて、適用される法令によりその効力が制限される場合には、当該条項は、かかる法令で許容される範囲内で効力を有するものとします。また、本契約の条項のいずれかが、適用される法令により無効とされた場合でも、他の規定は引き続き効力を有するものとします。

LI_win_DT(JP)_170130